

2015

Nov, Vol. 168

News Letter

— 目 次 —

ニュースレター・アーカイブのご紹介

Oracle12c 機能紹介⑤ 暗号化

特定課税仕入れの Plaza-i 運用例

格安 SIM の利用について考える

Plaza-i BAS ビジネス分析の利用

最新の Plaza-i バージョン情報

金融所得課税の一体化

非居住者に係る扶養控除等の適用の厳格化

◆年末年始のお知らせ◆

誠に勝手ながら、下記の期間、年末年始のお休みとさせていただきます。

新年は5日より、通常営業を致します。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【 BA 】

12/30(水) ~ 1/4(月)

29日の営業時間は17:00迄とさせていただきます。

【 あいわ 】

12/26(土) ~ 1/4(月)

25日の営業時間は17:30迄とさせていただきます。

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社 ビジネス・アソシエイツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

ニュースレター・アーカイブのご紹介

過去に発行されたニュースレターを Facebook に掲載しています。

<http://www.facebook.com/Business.Associates>

“ノート” 「Plaza-i ニュースレター・アーカイブ」 ページに、目次と pdf ファイルリンクを一覧で見ることができます。

掲載ページ：

<https://www.facebook.com/notes/株式会社ビジネスアソシエーツ/plaza-i-ニュースレターアーカイブ/621104397975862>



2013 年発行分以降から掲載していますので、是非ご参照下さい。

記事の中には、発行当時の事情を反映したもの、作成者の個人的な見解を記載したものも含まれていますので、必ずしも、株式会社ビジネス・アソシエーツの現時点の見解を示すとは限らない場合もありますので、その点ご留意ください。

Oracle12c 機能紹介⑤ 暗号化

Oracle Database 内に保存されるデータを暗号化するための機能には、① PL/SQL パッケージによる暗号化機能(全ての Edition で使用可能)、② Enterprise Edition + Advanced Security オプションにより使用可能な「透過的

データ暗号化 (TDE)」、の 2 種類があります。

■ PL/SQL パッケージによる暗号化

Oracle Database には、暗号化用の PL/SQL パッケージとして、`dbms_obfuscation_toolkit` および `dbms_crypto` が用意されています。これらを使用することにより、データベース内の特定データを暗号化保存することが可能です (Plaza-i では、ユーザのパスワードを保存するために使用しています)。

PL/SQL パッケージにより暗号は、アプリケーション要件に基づき、暗号化・復号化処理を柔軟にコントロールすることができます。

例えば、必要な権限を持つユーザがアプリケーションを起動し、かつ、アプリケーション内の特定の画面上でのみ、暗号化を解除してデータを表示すること、あるいは、ユーザごとに表示可能なデータを制限すること、などが可能です。

PL/SQL パッケージによる暗号化は、アプリケーションの対応が必要条件ですので、その開発コストが発生します。また、暗号化・復号化に伴うオーバーヘッドが大きく、一度に大量のデータを処理するには適さないデメリットもあります。

■ 透過的データ暗号化 (TDE)

Oracle Database は、正規の手段によるデータアクセスに対しては、ユーザ認証及び各種権限設定機能 (テーブルの参照・更新権限等) によりデータ保護を提供しています。しかし、この仕組みは、DB サーバ上に保存されているデータファイルが不正にコピーされた場合、あるいは、バックアップが不正に持ち出された場合等に対しては無効です。TDE は、これらに対するデータ保護のために有効です。

TDE は、暗号化・復号化に伴うオーバーヘッドが PL/SQL パッケージによる暗号化よりも小さいメリットがあります。また、文字通りアプリケーションに対し、透過的にデータの暗号化と復号化を行います (TDE に対応させるためにアプリケーションを修正する必要はありません)。

権限のある Oracle ユーザが参照操作を行った場合、自動的に復号化され、結果が返されます。権限のある Oracle ユーザが更新操作を行った場合、自動的に暗号化され、データファイルに書き込まれます。

権限のあるユーザがアクセスする場合には支障がない一方、データファイルやバックアップが不正にコピーされ、盗難されたとしても、暗号化・復号化のためのマスターキーが守られている限り、暗号化を解除（解読）することは至難であり、データ流出に直結することはありません。

TDE では、列単位での暗号化設定、又は、表領域単位での暗号化設定が可能です。

いずれの場合においても、暗号化・復号化のためのマスターキーは、データベースの外部に置かれる「Oracle ウォレット」と呼ばれるソフトウェアオブジェクト（ファイル）、若しくは「ハードウェア・セキュリティ・モジュール(HSM)」で管理します。

HSM は専用のハードウェアですので、物理的に盗まれない限り、高い安全性が確保されます。

Oracle Database 12c では、「SYSBACKUP」「SYSKM」という管理者権限が追加されました。

SYSBACKUP は、RMAN 等によるバックアップ・リストア・リカバリの権限を持ちます。

SYSKM は、TDE の暗号鍵を管理する権限を持ちます。

バックアップの管理と、TDE 暗号鍵の管理を異なる管理者に行わせ、権限を分散させることにより、不正な操作などによるデータ漏洩のリスクを、より小さくすることが出来ます。

特定課税仕入れの Plaza-i 運用例

はじめに

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」の消費税がリバースチャージ方式による申告の対象となりました。平成 27 年 10 月 1 日以後行う課税資産の譲渡及び課税仕入れから適用されます。なお、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が 95%未満である事業者にのみ適用されます。(国税庁 HP)

消費税申告書のフォーマットが変更になりますので、Plaza-i は新しい消費税申告書フォーマットに対応する予定ですが、上記の通り、経過措置もあり実際に対象となるユーザ様は限られると思われるため、特定課税仕入れに係る消費税額等の自動集計には対応しない予定です。

適用対象となるユーザ様については、運用対応となりますので、運用例をご紹介します。なお、今回ご紹介させて頂く運用例は、特定課税仕入れ計上時に仮払消費税を計上する場合の運用例となります。

セットアップ①消費税取引区分マスター

消費税取引区分マスターで、特定課税仕入れ用の消費税取引区分コードを登録します。既にある輸入仕入の消費税取引区分コードをコピーして作成しますが、特殊科目コードは「CP：仮払消費税」とします。

(例) 57：特定課税仕入：課税事業

(例) 58：特定課税仕入：非課税事業

(例) 59：特定課税仕入：共通事業

セットアップ②消費税率マスター

消費税率マスターで、特定課税仕入れの消費税率コードを登録します。

セットアップ③勘定科目マスター

必須ではありませんが、手入力用の仮受消費税として仮受消費税（特定課税仕入）を登録します。

仕訳入力例

特定課税仕入れについては、特定課税仕入れ用の消費税取引区分で仕訳を計上します。

<借方>

広告宣伝費	特定課税仕入(課税事業)	10,000
仮払消費税	対象外	800

<貸方>

未払金	対象外	10,000
仮受消費税(特定課税仕入)	対象外	800

消費税申告書作成

消費税取引区分別集計表印刷で、特定課税仕入れの金額を確認します。消費税率変更時など、税率別の金額が必要な場合は、消費税照会表(横展開 A3)を使用します。確認した金額を、申告書に手入力しますが、課税売上割合が結果的に 95%以上になった場合も調整が必要となりますのでご注意ください。

(課税売上割合が 95%未満になった場合)
別表の「特定課税仕入れに係る支払対価の額」を入力します。
付表 2-(2)の「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれてしまっている特定課税仕入れの金額を除きます。
付表 2-(2)の「特定課税仕入れに係る支払対価の額」に特定課税仕入れの金額を入力します。

(課税売上割合が 95%以上になった場合)
付表 2-(2)の「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれてしまっている特定課税仕入れの金額を除きます。
課税売上高が 5 億円以上で個別対応方式の場合は、付表 2-(2)の「個別対応方式」に含まれる特定課税仕入れの税額を除きます。

格安 SIM の利用について考える

去る 9 月 11 日の経済財政諮問会議で安倍総理から、「携帯料金等の家計負担の軽減は大きな課題である。(中略) その方策等についてしっかり検討を進めてもらいたい。」(平成 27 年第 15 回経済財政諮問会議 議事要旨より)という発言があり、俄かに携帯電話料金の引き下げの議論が活発になってきました。

筆者もスマートフォンに切り替えて以降月額通信費が 1,500 円ほど増加しており、この金額を抑える方法について気にかけておりましたので、これを機会に、話題となっている格安 SIM (カード) の活用について考えてみたいと思います。

格安 SIM とは

そもそも、格安 SIM とはどのようなものなのでしょうか？

電話番号を特定するために、固有の ID 番号が記録された、携帯電話やスマートフォンが通信するために必要な IC カードのことを SIM カードといいます。(機種変更や新規契約の際、電話機本体の側面などに小さいカードを挿入するところをご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんね)

電話番号を特定するために利用するのが SIM カードですので、携帯電話を契約する各社がそれぞれに発行しており、その中でも、特に

通信料が安い携帯電話会社が発行している SIM カードを格安 SIM (カード) と呼んでいます。

非常に大雑把ですが、大手といわれる、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンク以外の携帯電話会社が発行する SIM カードが格安 SIM となります。

例えば、格安 SIM を発行している携帯電話会社には、IIJmio、OCN、mineo、UQ Mobile といった会社があります。

なぜ格安なのか？どのくらい安いのか？

通常、大手の携帯電話会社では、中継基地局を建てたり、ネットワークを構築したりするために、膨大な投資を行います。格安 SIM を発行している携帯電話会社は、「MVNO (Mobile Virtual Network Operator の略)」と呼ばれ、大手携帯電話会社から設備を借りているため、設備の利用料(接続料)を支払うだけで、自前での膨大な設備投資が不要となることから、格安な通話料金を実現しています。

また、このような格安 SIM の携帯電話の契約は、通常 Web 経由での契約が多いため、大手携帯電話会社のように、多数のショップを持つ必要がない点もコストを抑え、格安でサービスを提供できる要因です。

さて、格安 SIM では、大手通信会社から、設備を借り受けていますが、現在は、NTT ドコモ、もしくは、au の設備を借り受けてサービスを提供しています。(2015 年 10 月現在、ソフトバンクから設備を借り受けてサービスを提供している格安 SIM はありません)

以下に、各大手携帯電話会社と代表的な MVNO の比較表(2015 年 10 月末時点の価格)を作成しましたが、1/4 くらいの価格でサービスを受けることが可能です。

【参考】ドコモと MVNO の月額料金比較(税別)(例)

	NTTドコモ(カケホーダイ&パケあえる)	IIJmio(みおふおん、ミニマムスタートプラン)
ISP 料金	300 円	0 円
音声通話基本料金(通話料)	2,700 円(無料)	700 円(10 円/30 秒)(※)
パケット定額サービス(月間容量)	3,500 円(2G バイト)	900 円(3G バイト)
合計	6,500 円	1,600 円

(※) 「みおふおんダイヤル」利用時

【参考】 au と MVNO の月額料金比較（税別） （例）

	au(カケホ+データ定額)	mineo(au プラン、デュアルタイプ)
ISP 料金	300 円	0 円
音声通話基本料金(通話料)	2,700 円(無料)	610 円(20 円/30 秒)
パケット定額サービス(月間容量)	3,500 円(2G バイト)	900 円(3G バイト)
合計	6,500 円	1,510 円

格安 SIM の特徴

上記に示した通り、格安 SIM では、通話料無料や、家族間通話無料というサービスの提供は、現時点ではありません。この点が最大の特徴といえるでしょう。しかし、Skype や Line といった無料通話に対応したアプリを利用することで、通話料を抑えることも可能です。（この場合、通話先も同じアプリを利用している必要がありますが、また、通話中は、データ通信を行いますので、パケット通信の容量は消費されます）

また、通話機能は不要という場合、データ通信専用プランが提供されていますが、こちらも、大手携帯電話会社が、最低でも 2GB からの契約であるのに対し、0.5GB からときめ細かい単位で自分が必要なデータ通信料を契約することが可能になっています。

さらに、契約を行ったり、サポートを受けたりするためには、自分自身が Web サイトから手続きを行うケースが多く、店舗で対応するといった点がほとんどない点も特徴的です。

以上の点から、自分自身が利用したい（求めている）サービスが明確であり、ある程度、自分自身で設定等の対応ができるといった場合には、MVNO の提供する格安 SIM は非常に魅力的なサービスといえるでしょう。

おわりに

さて、実際、筆者も真剣に格安 SIM への切り替えを検討しましたが、今回は見送りとしました。

その一つは、家族間に無料通話がなくなる点でした。上記の例でもわかるように、通話時間が 1 カ月に 125 分～245 分を超えると、格安 SIM の方が割高になります。私の通話時間を調べてみると、家族間通話を含めて 120 分前後で、格

安 SIM のメリットが得られるぎりぎりのところでした。

また、別の問題として、昨今、MVNO に注目が集まるにつれ、通信速度が思いのほか低下するケースがあるという情報があり、この点も切り替えを躊躇した要因です。（MVNO は通信設備を借り受けているため、借り受けている設備の容量に対し、契約者数が多い場合に、通信速度の低下が発生しえます）

今回は、見送りとしましたが、自分自身が求めているサービスに対応した MVNO が近い将来現れるかもしれません。選択の幅を広げてくれた MVNO にはこれからも注目していきたいと思います。

Plaza-i BAS ビジネス分析の利用

今回は、V2.01.01 でリリースした「BAS ビジネス分析システム」モジュールを利用して、USR 汎用データ照会機能を利用した運用の変更案をご紹介します。

汎用データ照会機能を利用した運用とは

現在、多くのユーザー様で、売上分析・在庫分析や、月次締めのための仕入・売上のデータチェック等に、SQL ファイルを利用し、USR 汎用データ照会で Plaza-i のデータを直接照会していると思います。

一見、何の問題もないような運用に見えますが、以下の内容のご相談をお受けすることがあります。

汎用データ照会は、USR モジュールに存在します。USR モジュールは、セキュリティの設定・データベースの状況の確認など、システム管理者が利用する側面が強いモジュールです。そのシステム色が強いモジュールを、一般ユーザー（システム以外という意味で）の方に解放する事に、抵抗があるというご相談をお受けすることがあります。

また、利用したい SQL ファイルの場所がわからなくなったというケースや SQL ファイルが破損してしまい、利用できなくなったというケースのご相談をお受けすることがあります。

BAS を利用した運用になると・・・

データ抽出を、USR モジュールでなく BAS

モジュールのメニューを利用する事になります。つまり、システム管理者のみ **USR** ライセンスを保有し、業務部門は **BAS** ライセンスを保有するという事になり、モジュール単位で作業範囲を切り分ける事が可能になります。

SQL ファイルを **Plaza-i** に保存する事が出来ます（正確には、**Oracle** 内に保存）。**Plaza-i** 内に **SQL** ファイルがあることで、**SQL** ファイルを編集してしまう事がなくなります。また、**SQL** ファイルを格納するフォルダ自体を持つ必要がなくなり、各エンドユーザが個別に **SQL** ファイルを所有する事もなくなります。

SQL ファイルを保存する方法は2種類あります。その **SQL** 用に照会画面を作成する方法と汎用データ照会のように利用する方法です。

照会画面を作成する方法

SQL を分解し、**Plaza-i** 内の各マスターに分解した **SQL** 文を登録する事で、**BAS** モジュールに、その **SQL** 専用の照会画面を作成する事が出来ます。また、表示内容を指定した特定のエクセルシートに出力する事が出来ます。そのエクセルは、ピボットテーブルや関数マクロ、グラフを定義しておいても構いません。

つまり、今までの、「1：汎用データ照会メニューを開く」→「2：**SQL** ファイルを探す」→「3：**SQL** を実行する」→「4：データをエクセル化する」→「5：出力したエクセルデータを分析用エクセルに移す」という5ステップを、「1：**BAS** メニューを開く」→「2：ボタンをクリック」の2ステップで代替出来ます。

BAS 汎用データ照会で運用する

SQL ファイルをそのまま登録する方法です。登録した **SQL** ファイルをマスターに定義し、**BAS** 汎用データ照会では、**F5** 検索で利用する **SQL** を選択します。

SQL を探すという作業は残りますが、実ファイルから探すのと、**F5** 検索画面でレコードとして探すのでは、探す作業のわずらわしさ度合いは異なります。また、マスターに定義しますので、対象の **SQL** を指すレコードに、任意のわかりやすい名称を付けることが可能です。

上述、照会画面を作成する方法と比較すると、機能面では見劣りしますが、**USR** モジュールから **BAS** モジュールに運用変更するコスト面だけに着目すると、かなり低コストで移行可能で

す。**SQL** 文を **Plaza-i** に登録できるよう分解する作業は、弊社でしか出来ない作業となり、それなりにお時間頂く有料作業となりますが、**SQL** ファイルをそのまま登録する方法は、操作方法をご案内すれば、ユーザ様ご自身で登録する事が出来る作業となっております。

おわりに

Plaza-i BAS ビジネス分析にご興味持たれ方は、ぜひ弊社サポート担当者・導入担当者、もしくは[弊社 HP](#)にてお問い合わせ下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 27 年 11 月 20 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V 2.01.32.03

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.25

なお、**Plaza-i 給与計算システム**は弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化を進める観点から、平成28年1月1日より公社債、公社債投資信託等が特定公社債等と一般公社債等に区分されるとともに、その課税方式が見直されることとなります。今回は、その課税方式の見直しの概要について解説します。

(1) 特定公社債等と一般公社債等の区分

① 特定公社債等

特定公社債等とは、特定公社債（下記参照）、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

特定公社債の範囲

- 1 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- 2 公募公社債、上場公社債
- 3 発行日前6月以内に有価証券報告書を提出している法人が発行する社債
- 4 外国社債のうち国内において売出しがされたもの
- 5 金融商品取引所に発行のプログラム(MTNプログラム等)が公表されている公社債
- 6 国内外の公営企業等又は国際機関が発行した債券
- 7 銀行若しくは金融商品取引業者又はこれらの者の100%子会社等が発行した債券(その所有者が多数でないものを除く。)
- 8 平成27年12月31日以前に発行された公社債(発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。)

② 一般公社債等

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

(2) 利子所得等について

① 平成27年12月31日まで

国内において支払を受けるべき利子等については、源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税により課税することとされています。

② 平成28年1月1日以後

特定公社債等の利子等については、源泉分離課税の対象から除外された上、原則的には申告分離課税の対象とされます。

一般公社債等の利子等については、源泉分離課税が維持されます。

(3) 譲渡所得等について

① 平成27年12月31日まで

公社債、公社債投資信託等の譲渡益は非課税とされています。

なお、償還差益については一部の割引債を除き雑所得の総合課税とされています。

② 平成28年1月1日以後

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、「特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」と「一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」に改組されます。

したがって、特定公社債等、一般公社債等の譲渡をした場合には、その譲渡所得等については、それぞれ別々の申告分離課税の対象となります。

なお、償還差益については、譲渡所得等に係る収入金額とみなし、償還差損については譲渡所得等から控除することが可能となります。

(4) 損益通算及び繰越控除

平成28年1月1日より損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の範囲に特定公社債等が追加され、特定公社債等に係る譲渡損失と利子所得、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得との間の損益通算を行うことが可能となるとともに、譲渡損失については3年間の繰越控除をすることが可能となります。

(5) まとめ

	~H27.12.31	H28.1.1~	
		特定公社債等	一般公社債等
利子所得	源泉分離	申告分離	源泉分離
譲渡所得	非課税	申告分離	申告分離
損益通算 繰越控除	不可	可 (特定公社債等の利子・譲渡所得 上場株式等の配当・譲渡所得)	不可

(6) おわりに

上記の課税方式の見直しにより、特定公社債等について特定口座での取扱いが可能となり、特定口座内で所得計算し源泉徴収が行われたものについては従前通り申告不要を選択することができます。既に所有している一定の公社債等についても、特定口座に受け入れることができますが、平成27年中に所定の手続きが必要となる場合がありますので注意が必要です。

非居住者に係る扶養控除等の適用の 厳格化

(1) 概要

近年わが国は人手不足が深刻な問題となっており、外国人を従業員として雇っている企業も少なくありません。

外国人が日本で給与等を得た場合には、日本の所得税が課されますが、その外国人への給与の支払い時や、年末調整などの際に、扶養親族等の数を過大に申告するケースが相次いだため、平成28年1月1日以後に支払われる給与については、非居住者である親族について扶養控除や配偶者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を給与支払者に提出又は提示しなければならないこととし、これらの書類の提出がない場合には、扶養控除等の適用は認めないこととされました。

(2) 必要書類

手続	控除の種類	必要書類	提出時期
源泉徴収 給与等の	扶養控除、配偶者控除、障害者控除	親族関係書類	扶養控除申告書提出時（その年の最初の給与支払時）
給与等の 年末調整	扶養控除、配偶者控除、障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者特別控除	親族関係書類及び送金関係書類	年末調整を行うとき

①親族関係書類

「親族関係書類」とは、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの書類（日本語での翻訳文の用意も必要）で、非居住者である親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

（イ）戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写し

（ロ）外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などが該当し、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

②送金関係書類

「送金関係書類」とは、次の書類（日本語での翻訳文も必要）で、居住者が非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払をしたことを明らかにするものをいいます。

（イ）金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から、非居住者の親族への支払いを明らかにする書類（例：外国送金依頼書の控え）

（ロ）いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者の親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して、商品の購入等に対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭を居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類（例：クレジットカードの利用明細）

(3) 注意点

送金関係書類については、複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族ごとに送金等を行う必要があります。例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金している場合には、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しません。

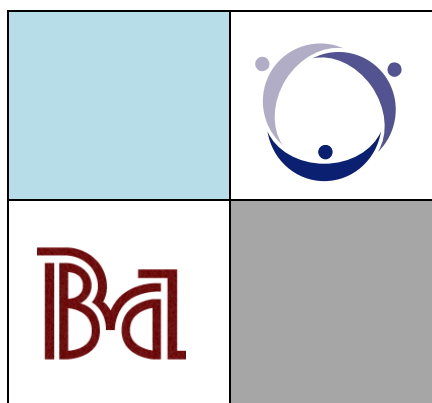
また、原則として、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。

(4) 終わりに

上記の改正に伴い、扶養控除等申告書に非居住者である親族に関する欄が追加されました。この欄に非居住者である親族に関する記載がある場合には、給与支払者は上記（2）の必要書類の確認をしなければなりません。「親族関係書類」ひとつを取っても多種多様な様式になりますので、マイナンバーの取り扱いに加え、給与事務担当者の事務負担の増加が懸念されます。

また、必要書類が揃わなかった場合には、扶養控除等の適用は出来ない旨を従業員に周知するなど、会社として組織的に対応していく必要があります。

詳しい取り扱いや、必要書類の具体例については、国税庁ホームページに国外居住親族に係る扶養控除等Q&A等が記載されておりますので、ご参照下さい。<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>